

はじめに

1. 総合計画の策定にあたって

1. 総合計画策定の趣旨

前期計画である第5次忠岡町総合計画の期間中に地方自治法が改正され、自治体には基本構想の策定義務がなくなっています。その上で、私達は私達のまちの持続可能性を確保しなければいけないという考えのもと、基本構想を含む第6次総合計画を策定することとしました。

総合計画とは、行政が効率的で効果的な運営を行うための総合的な指針であり、まちづくりの基本的な理念や目標などを定める基本構想と、基本構想にもとづく基本計画、基本計画にもとづく具体的な実施計画などから構成され、まちの今後の進むべき方向を示す“道しるべ”となるものです。

変わりゆく時代の中で、日々の変化に臨機応変に対応すると同時に、将来のことを見据え、この先何が求められるのか、何が課題として現れるのかを十分に検討する必要があります。

前期計画が施行されてからの10年間に、超少子高齢化や高度情報化への対応が重要さを増すとともに、働き方改革やSDGs（持続可能な開発目標）といった新しい動きが注目されるようになり、災害や感染症の影響など、社会情勢は大きな変化を遂げています。

また、国によって定められた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、地方への人の流れの創出や若い世代の結婚支援、時代にあった地域づくりといった観点でまちづくりを進めることが必要とされています。

この10年間に、本町でも少子高齢化が進行し、人口が1,000人ほど減少し、高齢者は人口の4分の1を超えました。

また、2018（平成30）年の台風21号で大きな被害を受けたこともあり、防災・減災に対する意識が高まっています。

一方で、本町の経常収支比率（経常的な財源に対する支出の割合）は10年以上100%を超えており、現状では社会経済や行政需要の変化に対応が難しい状況となっています。

こうした状況や変化の中、効率的で効果的な町政を行うためにも、総合計画の策定が重要となります。

行政にとっての総合計画が、行政の方針を示すものになる一方で、住民にとっての総合計画は、この先まちがどのように変わっていくかを知る材料であるとともに、自身が行政と共にまちをどのように変えていくかを考える指針となるものです。

私達はこのような考えのもとに、忠岡町に関わる様々な人にとって、忠岡町がより良いまちになるように総合計画を策定し、時代に即した効率的で効果的な行政運営とみんなで行うまちづくりを目指します。

2. 計画の構成と期間

計画の構成

基本計画と重点プロジェクト、実施計画については、社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

基本構想は、将来のまちのあり方を展望するものとなります。「まちと住民が共有すべき目標」を設定した上で、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものです。

基本計画は、基本構想に示す将来のまちのあり方と目標を実現するために、今後10年間で特に力を入れて取り組む基本的な施策の方向性を示すものとなります。

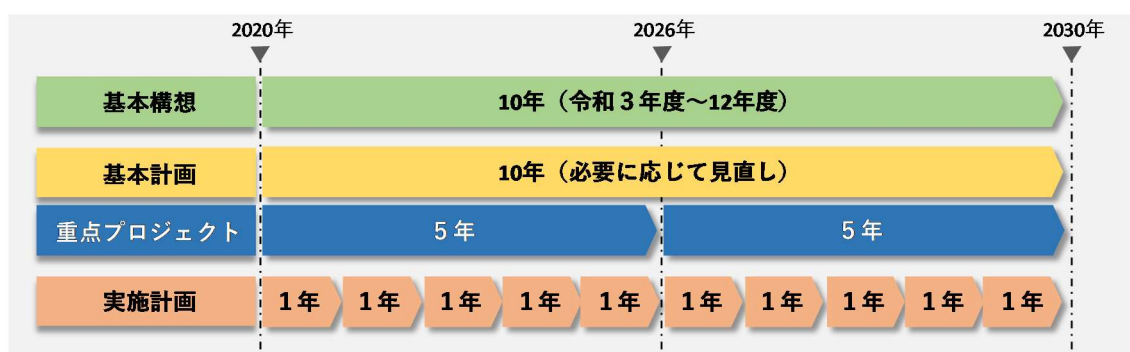
重点プロジェクトでは人口減少を見据えた将来のまちのあり方と目標を実現するために、今後5年で特に重要とされる施策の方向性を示すものとなります。

実施計画はそれらの具体的な事業の計画となります。効果検証会議をもって、事業が効果的に行われているかの見直しを行います。



実施期間

基本計画と重点プロジェクトに基づいて実施する施策を具体化し、計画を示します。



3. 前期計画策定時からの社会の変動

第5次計画では2011（平成23）年から2020（令和2）年を期間とし、その10年が経ちました。

2011（平成23）年には東日本大震災があり、大勢の被災者が出ています。その後、2016（平成28）年の熊本地震、2018（平成30）年の大阪府北部地震、2019（令和元）年には記録的な台風の被害などが相次ぎ、日本には甚大な被害がありました。本町においても、2018（平成30）年の台風21号で大きな被害を受けています。

東日本大震災によって日本経済は大打撃を受け、デフレからの脱却を目指し、金融緩和と財政政策、民間投資を喚起する経済政策を実施しました。これにより労働環境の是正や女性の社会進出などが推進され、生活と労働との関係は徐々に変わりつつあります。

生活と働き方の適切な関係を考える「ワーク・ライフ・バランス¹」や、「セクシュアルマイノリティ²」（LGBT³）を代表とした様々なマイノリティが注目を浴び、かつてないほど個人や多様性が尊重される時代が訪れようとしています。

また、2019（令和元）年の12月から新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、日本でもその影響が大きくありました。本計画の策定期間である2020（令和2）年において感染は終息の目途が立っておらず、その社会的・経済的影響は未知数です。

4. 持続可能な開発と行政運営

2015（平成27）年に国連で地球の持続的な開発目標とも言われるSDGsが採択され、各国はSDGsの実現に取り組むことが決まりました。

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、私達がこれからも地球で生活し続けるために大切にしなければいけないことを示したものです。SDGsでは先進国、発展途上国の双方で、環境や教育、人権や健康に取り組むべきとして、17の目標と169の指標を設定しています。

各国が地球への責任としてSDGsを勘案した取組を行う中、日本ではSDGsを実現するために「Society 5.0⁴」「SDGsを原動力とした地方創生」「次世代・女性のエンパワーメント⁵」の三つを重点的に推進するとしています。本町においても、SDGsの考え方を取り入れ、持続可能な行政運営を目指します。



1 ワーク・ライフ・バランス…「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる生き方・働き方。

2 セクシュアルマイノリティ…性的少数者とも。「からだの性」と「自分が認識する性」が一致しない人や、恋愛感情などの性的な意識が同性ないしは両性に向かう人（同性愛者、両性愛者）などを総称した言葉。

3 LGBT…セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の中でもレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーを指す略語。

4 Society 5.0…サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

5 次世代・女性のエンパワーメント…次世代・女性といった人達が、発展や改革に必要な力を身に着けるための環境や機会を用意すること。

SDGs(持続可能な開発目標)で掲げられる 17 の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>2. 飢餓をゼロ 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>4. 質の高い教育をみんなに 全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>8. 働きがいも経済成長も 全ての人のための包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>16. 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を推進し、全ての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆる場面において効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

2. 忠岡町の特徴

1. 日本一小さなまち

本町は日本一面積の小さなまちです

本町は、大阪府の西南部、大阪湾に面する平野部に位置し、北東部は大津川と牛滝川を境に和泉市、泉大津市に、南部は岸和田市に接しています。町域は全て市街化区域となっており、面積は3.97km²と全国の町で一番面積の小さな自治体となっています。

臨海部は木材コンビナートや下水処理場が埋め立てにより造成されており、この臨海部と北部は工業地、その他は住宅と中小工場が混在しています。

鉄道は南海本線（空港線）が南北方向に通っており、町のほぼ中心部に忠岡駅が設置され、大阪都心部までは南海本線（空港線）で約30分、関西国際空港までも南海本線（空港線）で約30分と、利便性の高い場所に位置しています。

道路は、南北方向に阪神高速4号湾岸線、府道臨海線、国道26号などが、東西方向に府道田治米忠岡（たじめただおか）線と町道中央線が通っています。

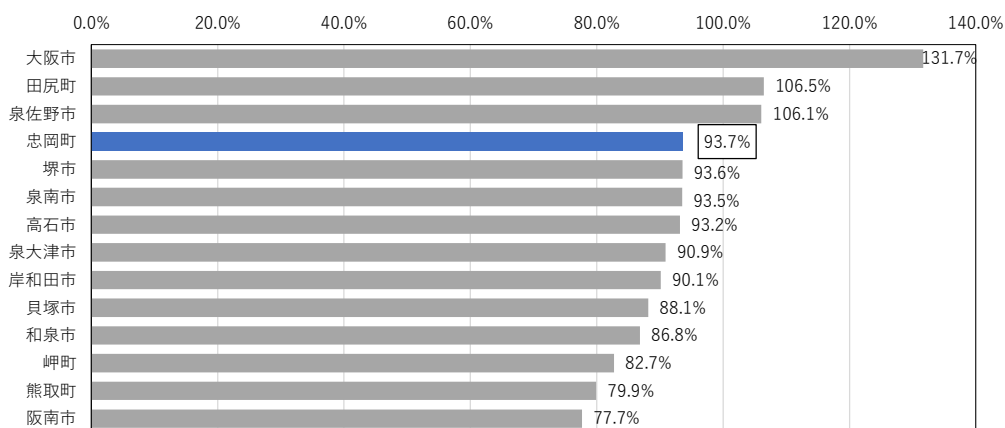
2. ひとが集まるまち

本町は日中にひとが集まるまちです

本町は、昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口）が93.7%となっており、若干のベッドタウン的な傾向はありつつも、日中に労働者などの人口が多く集まっていることがわかります。

泉州地域の他自治体と比べても、昼夜間人口比率は高く、本町は日本一小さなまちながらも、ひとが集まるまちとなっています。

図表 本町と周辺自治体の昼夜間人口比率



出典：総務省「国勢調査」2015年10月

3. 産業が栄えているまち

少子高齢化が進展することで全国的に生産年齢人口が減少し、追隨して労働人口も少なくなっています。また、労働力の減少が経済の停滞の要因となることで、企業が積極的な雇用をできず、若年雇用問題といった課題も懸念されています。そのため労働力の減少と就職難が同時に起きつつあります。

一方で、本町は日本一小さなまちながらも産業が栄えており、町の強みの一つでもあります。

本町は産業が栄えています

本町の人口一人当たり製造品出荷額を見ると、一人当たり 319.7 万円となっており、泉州地域の他自治体と比較すると 3 番目に高くなっています。

図表 泉州地域における一人当たり製造品出荷額

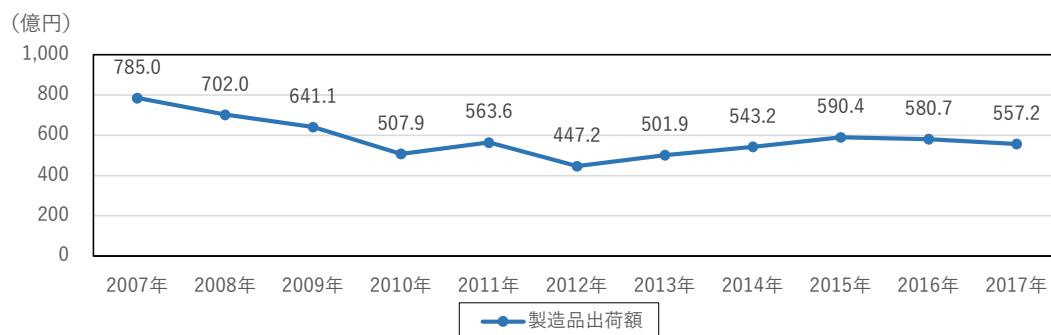
	高石市	堺市	忠岡町	貝塚市	泉佐野市	泉大津市
製造品出荷額 (億円)	7518.6	35186.7	557.2	2516.7	2607.7	1541.7
人口 (人)	58,162	844,030	17,427	88,813	100,813	75,577
一人当たり製造品出荷額 (万円)	1292.7	416.9	319.7	283.4	258.7	204.0

	泉大津市	泉南市	岸和田市	和泉市	田尻町
製造品出荷額 (億円)	1541.7	889.6	2450.2	1905.4	68.2
人口 (人)	75,577	63,311	198,017	186,765	8,588
一人当たり製造品出荷額 (万円)	204.0	140.5	123.7	102.0	79.4

出典：経済産業省調査統計グループ「工業統計地域別統計表」と総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 2017 (平成 29) 年 1 月 1 日時点 より加工

本町の製造品出荷額は 2007 (平成 19) 年の約 785 億円をピークに、2012 (平成 24) 年には一度約 447 億円まで減少しています。しかしながら、その後、500 億円～600 億円の間で増減を繰り返しながら推移し、2017 (平成 29) 年には約 557 億円となっています。

図表 製造品出荷額



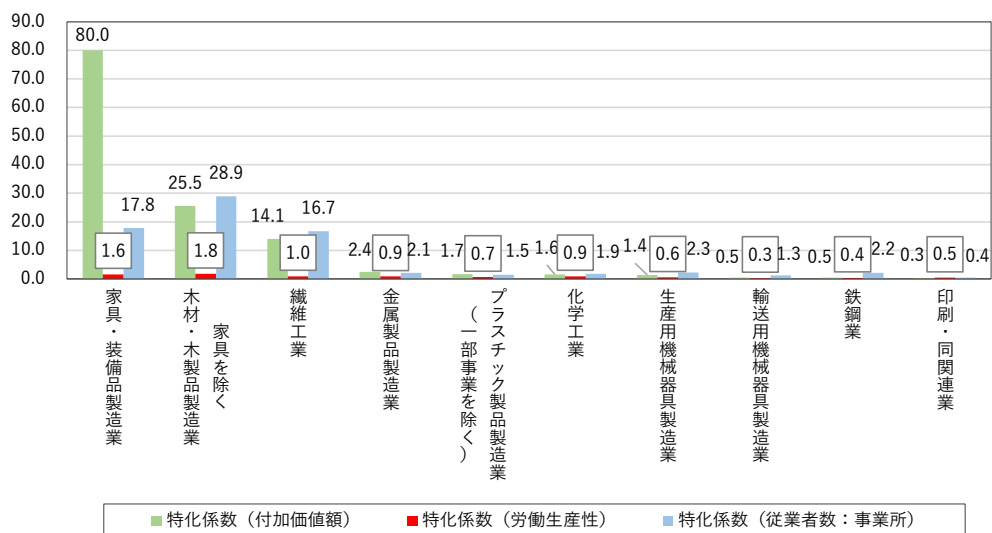
出典：経済産業省調査統計グループ「工業統計地域別統計表」

本町の強みは「家具を除く木材・木製品製造業」と「家具・装備品製造業」です

本町の労働生産性特化係数を見ると、製造業のうち「家具を除く木材・木製品製造業」が1.8と最も高く、次いで「家具・装備品製造業」が1.6、「繊維工業」が1.0となっています。

そのため、本町の製造業のうち「家具を除く木材・木製品製造業」及び「家具・装備品製造業」が特に強みであることがわかります。

図表 製造業における労働生産性特化係数



出典：経済産業省「RESAS」 2016（平成28）年

※特化係数とは、域内のある産業の比率を全国の同産業の比率と比較したものを指し、1.0を超えていれば、当該産業が全国に比べて特化している産業とされます。労働生産性の場合、全国の当該産業の数値を1としたときの、ある地域の当該産業の数値。労働生産性は「付加価値額（企業単位）÷従業者数（企業単位）」で算出します。

本町の産業分野の展望

本町の労働力人口は年々減少傾向にあり、2045年には現在の75%ほどになると推計されており、店舗や企業自体も減少することが想定されています。雇用を充実させることが本町の経済と定住意向・転出意向に影響することも踏まえ、限られた土地の有効利用を検討し、雇用機会の創出と労働力の確保の双方に取り組む必要があります。

3 町の概況

1. 総人口の推移と推計

忠岡町では今後も人口減少が予測されています

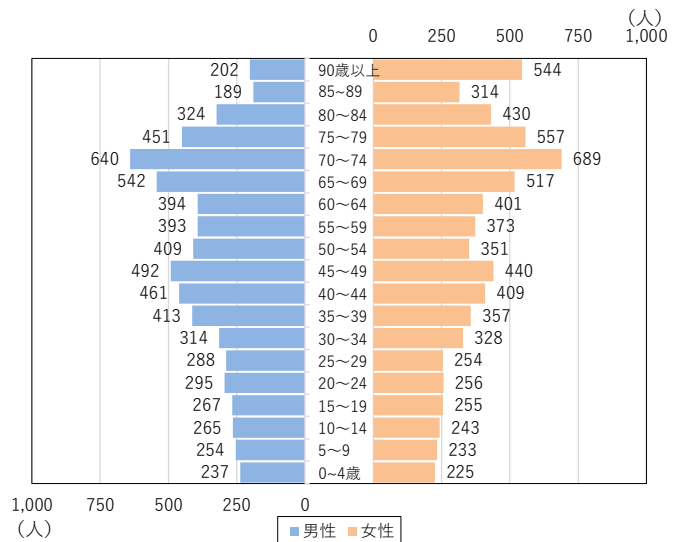
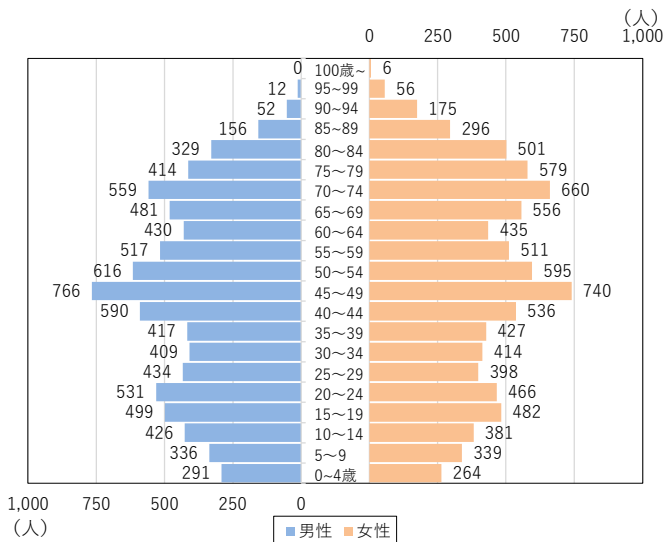
本町の人口は2010（平成22）年の18,149人が人口のピークとなっており、それ以降減少が続き、2020（令和2）年には17,082人となっています。今後も減少傾向は継続し、2045年には14,006人になると予測されています。また、年代別に見ると、2020（令和2）年には45～49歳の人口が一番多くなっているのに対し、2045年には70～74歳の人口が一番多くなっています。

図表 総人口の推移と推計



図表 人口ピラミッド（2020（令和2）年3月時点）

図表 人口ピラミッド（2045年時点）



男：8,265人
女：8,817人
合計 17,082人

男：6,830人
女：7,176人
合計 14,006人

出典：総務省「国勢調査」1950年から2015年（昭和25年から平成27年）、忠岡町「住民基本台帳」2020（令和2）年3月時点
2025年以降は忠岡町「住民基本台帳」2020（令和2）年3月をもとにした推計値

2. 人口増減の推移

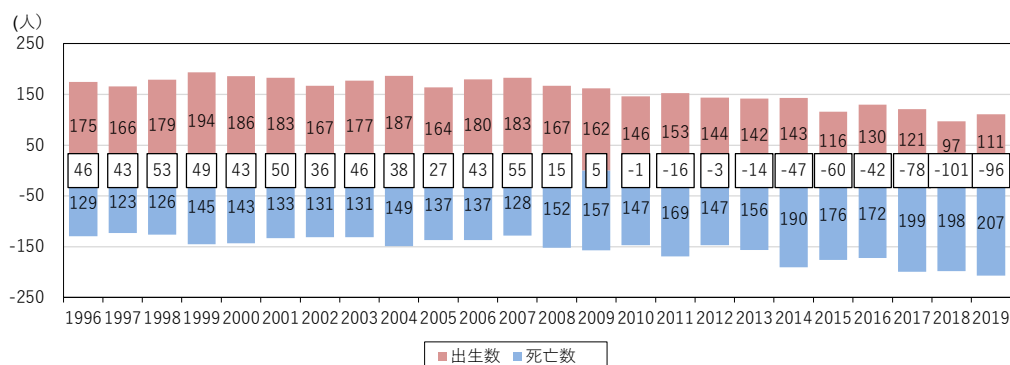
(1) 忠岡町の出生数は減少しつつあります

出生数を見ると、2008(平成 20)年以降 2013 (平成 25) 年までは徐々に減少しています。2014 (平成 26) 年に微増し 143 人となりました。2015 (平成 27) 年は 116 人と大きく減少しています。加えて、2018 (平成 30) 年は出生数が 100 人を割っています。

死亡数は年々増加しており、2019 (平成 31) 年は 200 人を超えています。

2010 (平成 22) 年以降は死亡数が出生数を上回っており、徐々にその差は開いています。

図表 出生数と死亡数



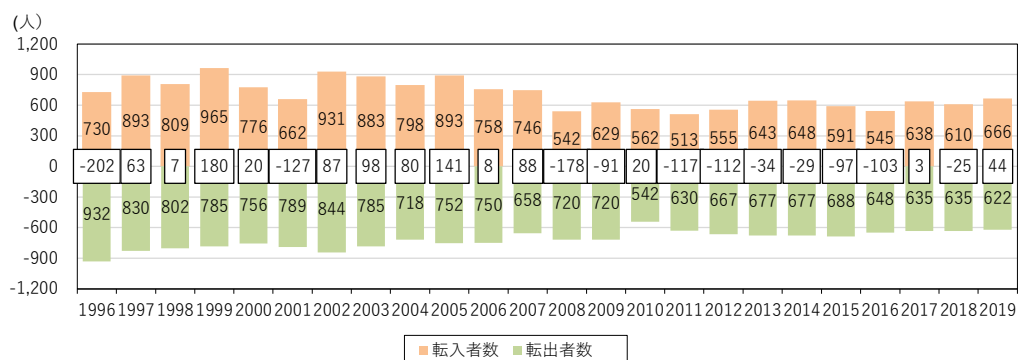
出典：厚生労働省「人口動態調査」 1996年から2012年(平成8年から平成24年)

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 2013年(平成25年)以降 各年1月1日時点

(2) 忠岡町への転入者が増加しています

転入者数は増加傾向にあり、2019 (平成 31) 年が 666 人となっています。転出者数は横ばいで、2013 (平成 25) 年の 677 人から 2019 (平成 31) 年は 622 人となっています。社会動態(転入数ー転出数)を見ると、2011 年以降では 2017 (平成 29) 年と 2019 (平成 31) 年がプラスとなっており、そのほかはマイナスとなっています。

図表 転入者数と転出者数



出典：厚生労働省「人口動態調査」 1996年から2012年(平成8年から平成24年)

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 2013年(平成25年)以降 各年1月1日時点

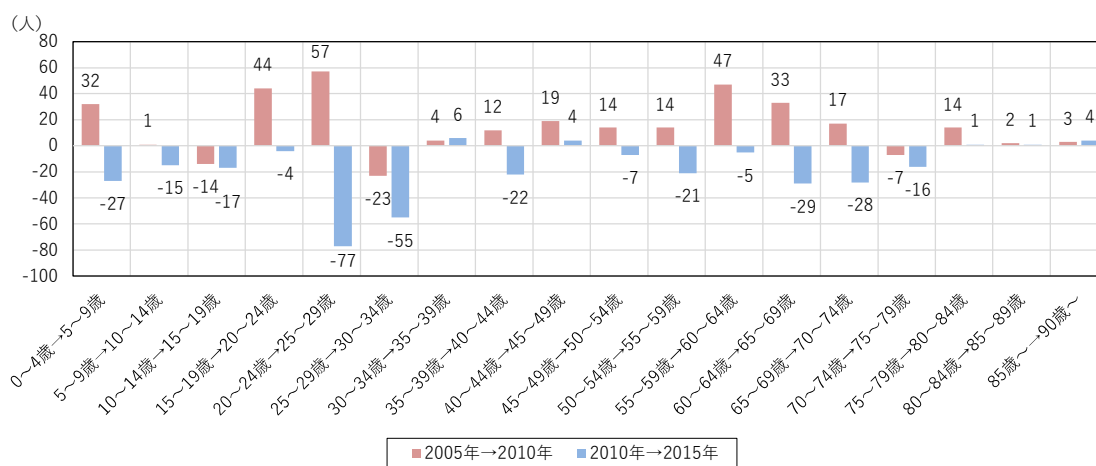
3. 転入・転出の状況

(1) 以前より子育て世代の転出が増加しています

男性は、2005（平成 17）年→2010（平成 22）年にかけては全体的に転入者が増加傾向で、20代の転入が多くなっています。一方で、2010（平成 22）年→2015（平成 27）年にかけては20代から30代前半の転出が多くなっています。

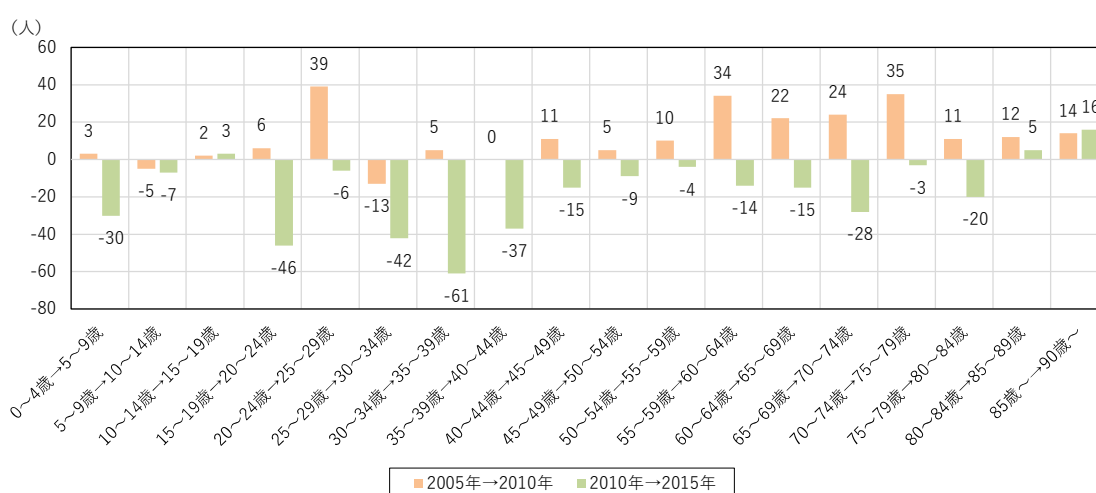
女性は、2005（平成 17）年→2010（平成 22）年にかけては全体的に転入者が増加傾向で、20代の転入が多くなっています。一方で、2010（平成 22）年→2015（平成 27）年にかけては20代から40代前半における転出が多くなっています。また、2010（平成 22）年→2015（平成 27）年にかけては、10代と80代以上でも一部転入があります。

図表 年齢階級別人口移動変動数（男性）



出典：総務省「国勢調査」

図表 年齢階級別人口移動変動数（女性）



出典：総務省「国勢調査」

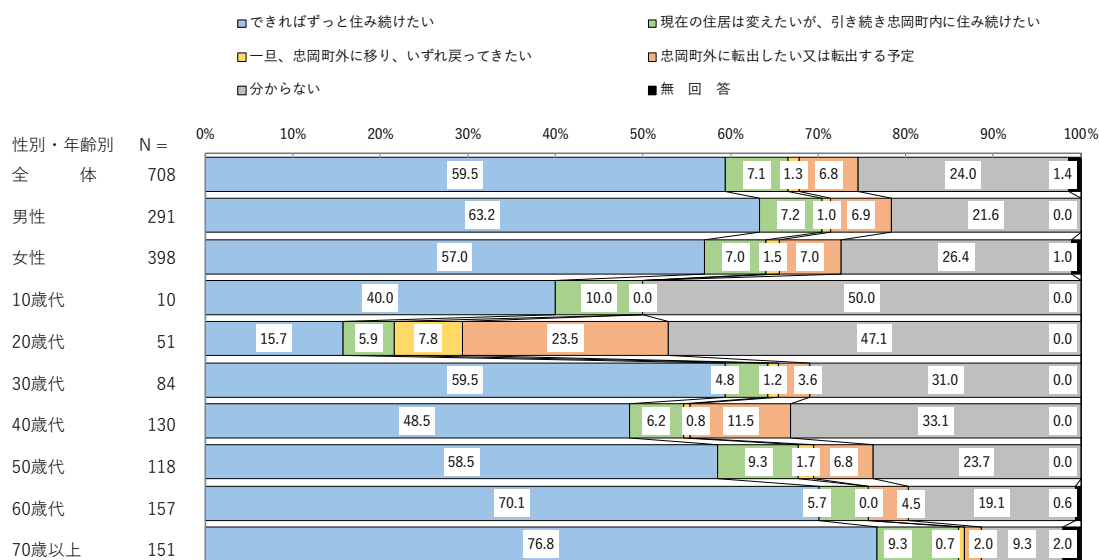
※本町の年齢階級別人口移動数の変動幅を5年ごとに比較し、どの年代の移動数が増減したかを分析しています。

(2)年齢が高いほど定住意向が強くなっています

住民アンケートで、住民の定住意向について聞いたところ、『住み続けたい』（「できればずっと住み続けたい」＋「現在の住居は変えたいが、引き続き忠岡町内に住み続けたい」）が最も多く66.6%となっています。

年代別では「忠岡町外に転出したい又は転出する予定」で20歳代が23.5%と他の年代より多くなっています。

図表 住民の定住意向



出典：忠岡町「第6次総合計画」の策定に関するアンケート調査 2020（令和2）年

4. 子ども・教育の状況

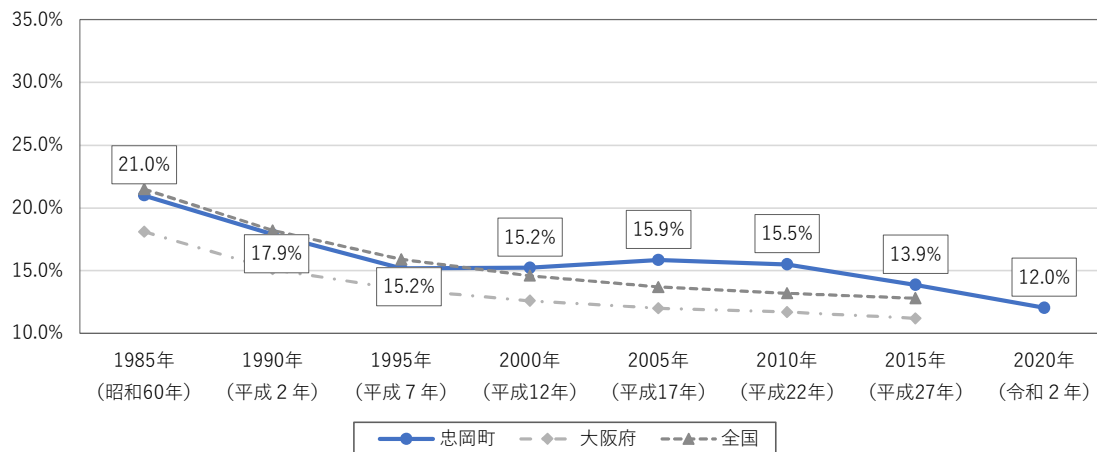
全国的に少子化が進行しており、出生数の向上は大きな課題となっています。

少子化の要因には、「未婚化の進展」、「晩婚化の進展」及び「夫婦の出生力の低下」があるとされ、その背景として、「仕事と子育ての両立」、「結婚・出産に対する価値観の変化」、「子育てに対する負担感の増大」及び「経済的不安定」などがあげられています。子育て世代にとっても、共働き世帯の増加や核家族化、地域における人間関係の希薄化などの課題があり、2015（平成 27）年に施行された子ども・子育て支援新制度では、全ての子どもが健やかに成長する環境の整備や、教育・保育の一体的提供、地域で子育てを支える取組の充実が必要となっています。

(1) 忠岡町においても少子化が進行しています

本町における年少人口の割合は年々低下しており、2020（令和 2）年では 12.0%となっています。

図表 人口に占める年少人口割合



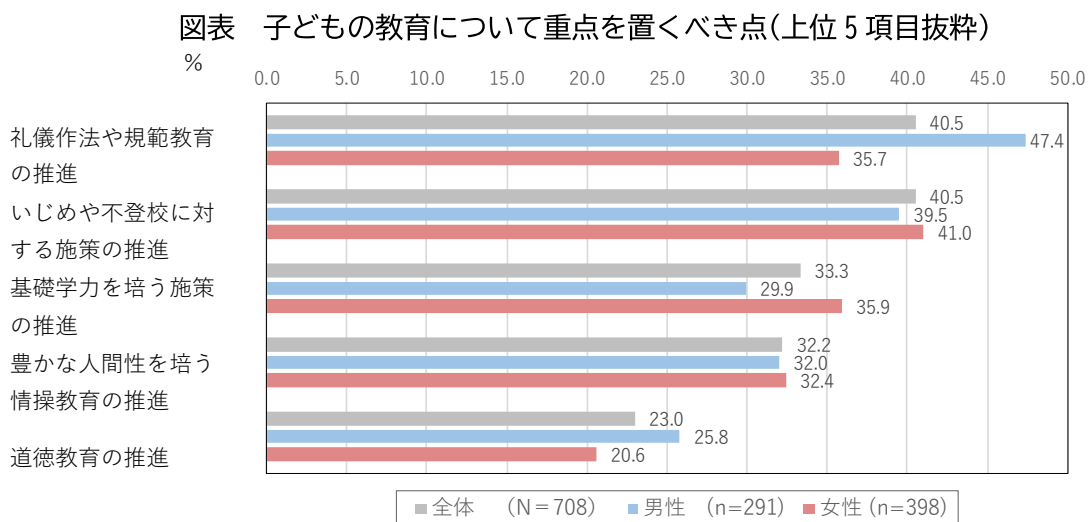
出典：総務省「国勢調査」 1985年から2015年（昭和60年から平成27年）各年10月、
忠岡町「住民基本台帳」 2020年（令和2年）3月末時点

少子高齢化、国際化、情報化などによって社会が大きく変化する中、社会を生きる上で求められることも日々変化しつつあります。そのため時代の流れを勘案した教育は重要性を増しています。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとされており、初等・中等教育においては、教育を通じた学力の向上、様々な価値観をもった人々が平和に暮らすための意識醸成、子どもや若者の健全育成などの幅広く多様な教育が求められています。

(2)4 割の人が「礼儀作法や規範の教育」が重要と考えています

住民アンケートで、子どもの教育について重点を置くべき点について聞いたところ、「礼儀作法や規範教育の推進」、「いじめや不登校に対する施策の推進」と回答した方が最も多く 40.5% となっています。次いで、「基礎学力を培う施策の推進」と答えた方が 33.3% となっています。



出典：忠岡町「第6次総合計画」の策定に関するアンケート調査 2020（令和2）年

本町の子ども・教育分野の展望

結婚・出産・子育てに対する包括的な支援や、仕事と子育てが両立できるような就労や支援の充実、地域一体となった子育てを通じての家庭の負担軽減や子どもの居場所づくりなどを通じた、子育て世代に選ばれるまちづくりが求められています。

また、学校と家庭、地域の連携を一層密にし、これからの時代に求められる教育の実現や、子どもや若者の健全育成などの推進を通じた、教育が充実したまちづくりも重要性を増しています。

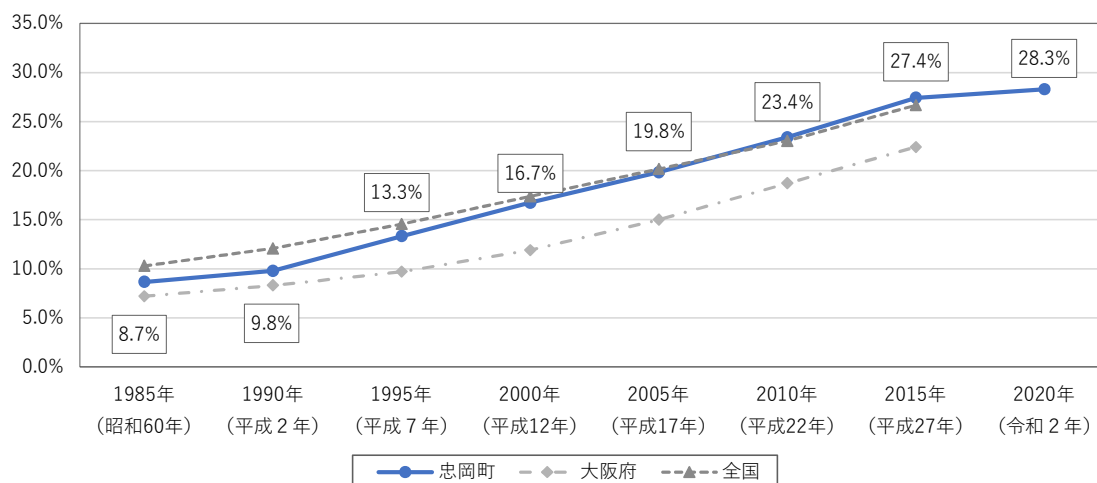
5. 高齢者福祉の状況

国の高齢化率は、2007（平成 19）年に 21%を超えて超高齢社会となりました。その後も高齢化率は上昇を続け、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、2036 年には 3 人に 1 人が高齢者になると見込まれています。こうした中で、高齢者の介護サービスの増加に伴う需要増加や社会保障費の増大、医療・福祉の人手不足などの問題に対応することが課題となっています。また、地域社会においても、認知症高齢者への対応、障がいのある人の高齢化、高齢者世帯の生活不安の解消など様々なことが課題として表出しており、地域の包括的な支援・サービス提供体制（「地域包括ケアシステム」）の構築を推進しています

(1) 忠岡町においても高齢化が進行しています

本町における高齢者人口の割合は年々増加しており、2020（令和 2）年では 28.3%となっています。

図表 人口に占める高齢者人口割合

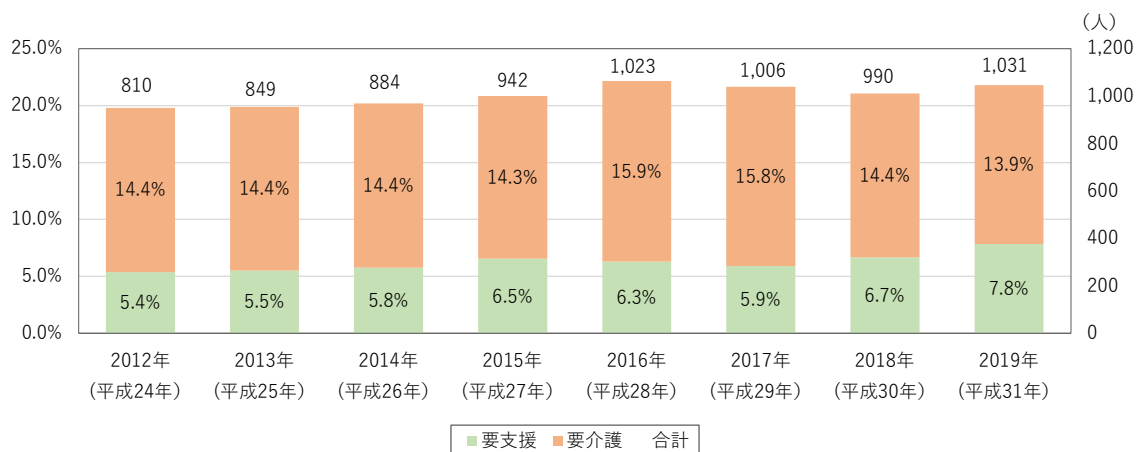


出典：総務省「国勢調査」 1985年から2015年（昭和60年から平成27年）各年10月、
忠岡町「住民基本台帳」 2020年（令和2年）3月末時点

(2)要支援・要介護認定者は徐々に増加しています

高齢者人口における要支援・要介護認定者の割合は徐々に増加しています。また、2019（平成31）年時点では、本町には1,031人の要支援・要介護認定者がいます。

図表 高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」 各年3月、
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 2017（平成29）年1月1日時点 より加工

本町の高齢者福祉分野の展望

将来に想定される、支援を必要とする人の増加に対応するためにも、各種相談体制の充実や地域の支え合いの力のより一層の強化、社会参加の機会創出や生きがいづくり、健康意識の醸成を行い、健康に暮らし続けられる仕組みづくりが求められています。

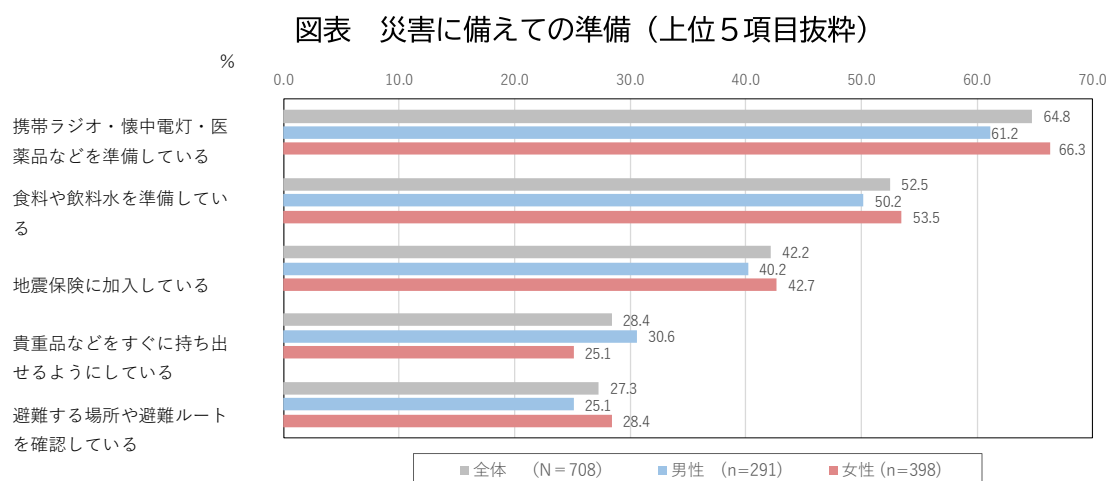
6. 防災の状況

近年は、全国各地で地震や集中豪雨による大規模な自然災害が多発しており、人々の防災への関心が高まっています。

本町でも、2018（平成30）年の台風21号によって大きな被害が発生したことや、今後、起こり得る大災害である南海トラフ巨大地震では大きな影響を受ける地域であることなど、災害に対する不安や懸念は多くあります。

(1) 災害に備えての準備

住民アンケートで、災害に備えての準備について聞いたところ、「携帯ラジオ・懐中電灯・医薬品などを準備している」が最も多く64.8%となっています。次いで「食料や飲料水を準備している」が52.5%、「地震保険に加入している」が42.2%となっています。



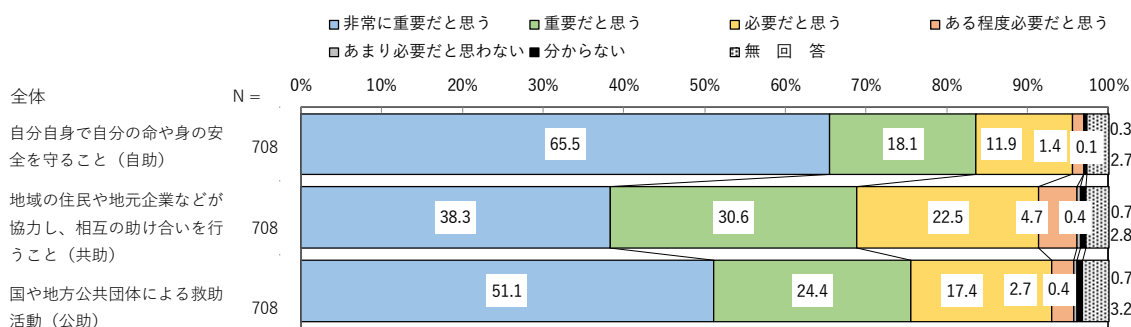
出典：忠岡町「第6次総合計画」の策定に関するアンケート調査 2020（令和2）年

(2)災害時の備えや行動について重要だと思うこと

住民アンケートで、災害時の備えや行動について重要だと思うことについて聞いたところ、『重要だと思う』（「非常に重要だと思う」＋「重要だと思う」）では『自助⁶』が最も多く 83.6% となっています。次いで『公助』が 75.5%、『共助』が 68.9% となっています。

図表 災害時の備えや行動について重要だと思うこと

問35 災害時の備えや行動について重要だと思うこと（％）



出典：忠岡町「第6次総合計画」の策定に関するアンケート調査 2020（令和2）年

本町の防災分野の展望

平時からの防災対策と災害による被害を最小限にとどめられるよう、地域における防災人材の育成や防災教育、ネットワークづくりを通じた「自助」「共助」による地域防災力の強化を図り、地域一体となつての安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

6 自助・共助・公助…「自助」は自分のことを自分ですること、「共助」は年金や社会保険などの制度化された相互扶助のこと、「公助」は自助や共助などでは対応出来ない困りごとに対しての生活保障を行う社会福祉制度のこと。

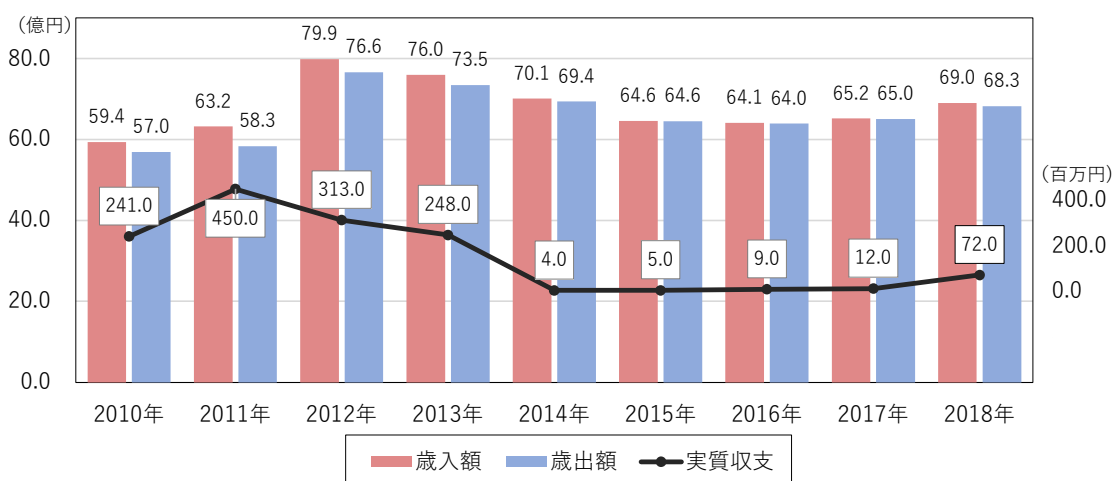
7. 行財政の状況

行政の役割は、高度経済成長期における基盤整備中心の事業展開を経て、人口減少や超少子高齢社会といった社会構造の変化に伴い、価値観や生活様式の多様化による住民ニーズに対応した、より柔軟で質の高いサービスの提供へと変化しています。こうした中で、持続可能な行財政運営を推進するために、住民ニーズや行政評価に基づく事業の選択と集中、重点化を進めていくとともに、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行っていくことが求められています。

(1) 財政規模

本町の財政規模を見ると2014(平成26)年から2018(平成30)年にかけておおよそ60億円台から70億円台の間で推移しています。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額(形式収支)から、更に翌年度に繰り越す額を引いた実質収支額については、2010(平成22)年度以降黒字になっており、2018(平成30)年はおおよそ7,200万円となっています。

図表 財政規模の推移

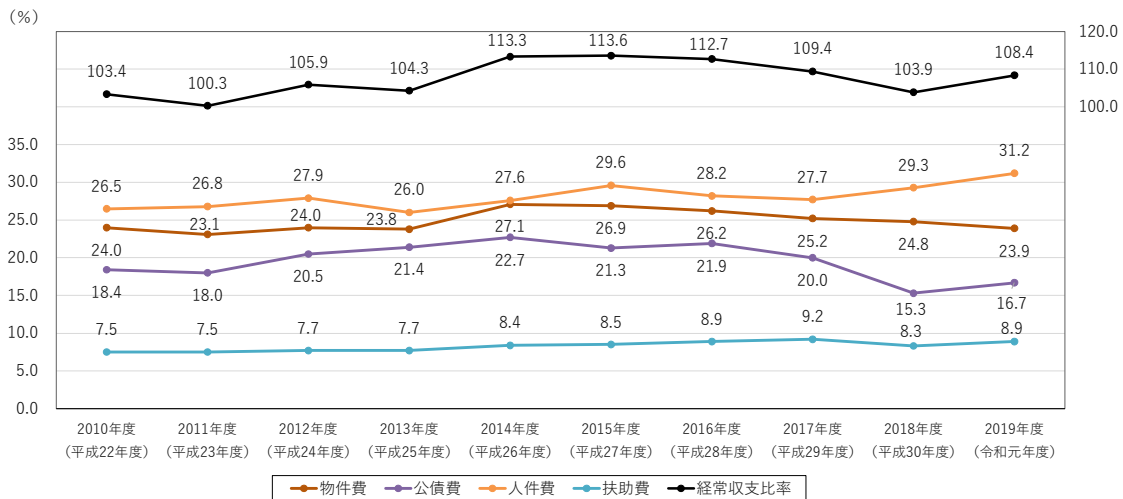


出典：市町村別決算状況調

(2) 厳しい財政状況が続いています

経常収支比率は10年以上100%を超え続けており、2019(平成31)年では108.4%となっています。経常的な財源に対しての支出の割合が100%を超えているため、現状では社会経済や行政需要の変化に対応が難しい状況となっています。

図表 経常収支比率と費目の推移



出典: 忠岡町 財政課調べ

本町の行財政分野の展望

今後も、社会保障関連費用の増大などにより、厳しい財政状況が続くことが予測される中、現在実施している事業について、広域行政による実施や民間委託など、コスト削減について積極的な見直しを推進するとともに、情報通信技術の有効な活用により、事務事業の省力化・自動化や住民サービスの向上を図ります。また、地域を支えている多様な主体と連携を強化し、「自助」「互助」「共助」「公助」の理念のもと、あらゆる地域課題の解決に向けて、協働して取り組むことが求められています。

7 互助…家族や友人などの個人的な関係性を持つ人間同士が相互に支え合うこと。「共助」が制度化された相互扶助であるのに対し、「互助」は制度的に裏付けられていない自発的な支え合いのことを示す。

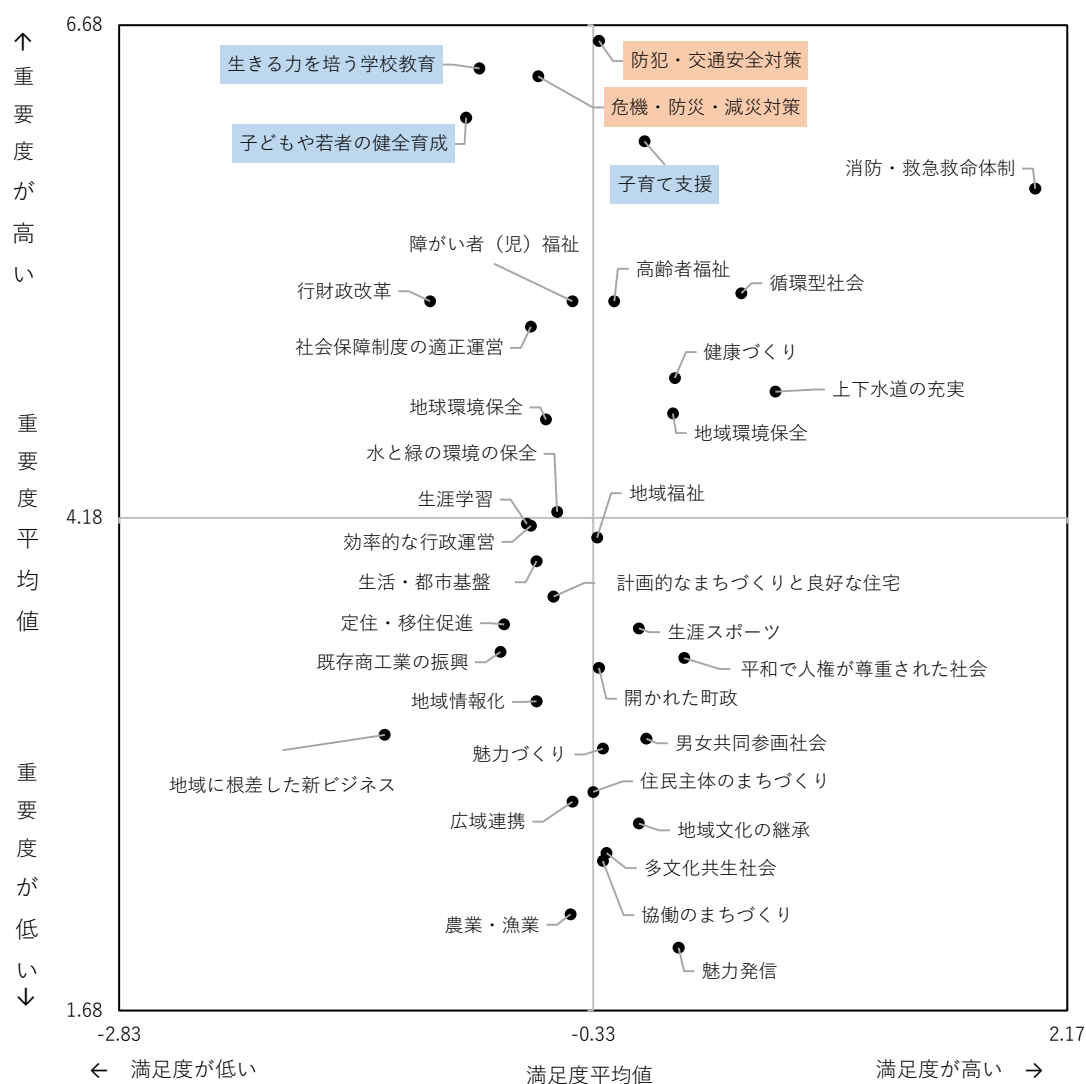
8. 重点的に取り組むべき施策

(1) 住民全体の重要度・満足度

住民アンケートで、忠岡町で取り組んでいる施策に対しての住民の重要度・満足度を聞いたところ、最も重要度が高いものは「防犯・交通安全対策」、最も重要度が低いものは「魅力発信」となっています。また、最も満足度が高いものは「消防・救急救命体制」、最も満足度が低いものは「地域に根差した新ビジネス」となっています。

住民の重要度と満足度に関して得られた回答を基に相対的に分類したところ、『防犯・防災・救命（防犯・交通安全対策、危機・防災・減災対策）』と『子ども・教育（生きる力を培う学校教育、子どもや若者の健全育成、子育て支援）』に關係する施策の重要度が高くなっています。

図表 住民全体の重要度・満足度

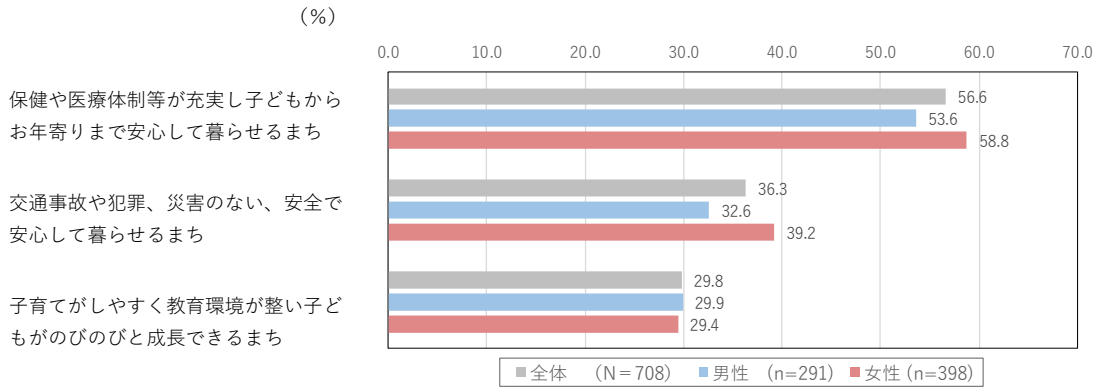


出典：忠岡町「第6次総合計画」の策定に関するアンケート調査 2020（令和2）年

(2)望ましいまちの姿

住民アンケートで、将来の忠岡町の望ましい姿について聞いたところ、全体では「保険や医療体制等が充実し子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち」と回答した方が最も多く56.6%となっています。次いで、「交通事故や犯罪、災害のない、安全で安心して暮らせるまち」と答えた方が36.3%、「子育てがしやすく教育環境が整い子どもがのびのびと成長できるまち」と答えた方が29.8%となっています。

図表 将来の忠岡町の望ましい姿について（上位3項目抜粋）

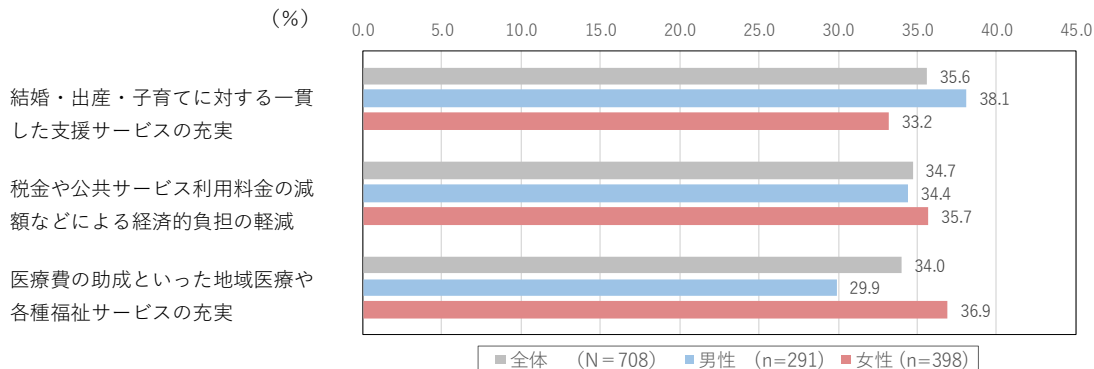


出典：忠岡町「第6次総合計画」の策定に関するアンケート調査 2020（令和2）年

(3)人口減少の対策について力を入れるべき取組

住民アンケートで、人口減少の対策として力を入れるべき取組について聞いたところ、全体では「結婚・出産・子育てに対する一貫した支援サービスの充実」と回答した方が最も多く35.6%となっています。次いで、「税金や公共サービス利用料金の減額などによる経済的負担の軽減」と答えた方が34.7%、「医療費の助成といった地域医療や各種福祉サービスの充実」と答えた方が34.0%となっています。

図表 人口減少の対策について力を入れるべき取組（上位3項目抜粋）



出典：忠岡町「第6次総合計画」の策定に関するアンケート調査 2020（令和2）年

基本構想

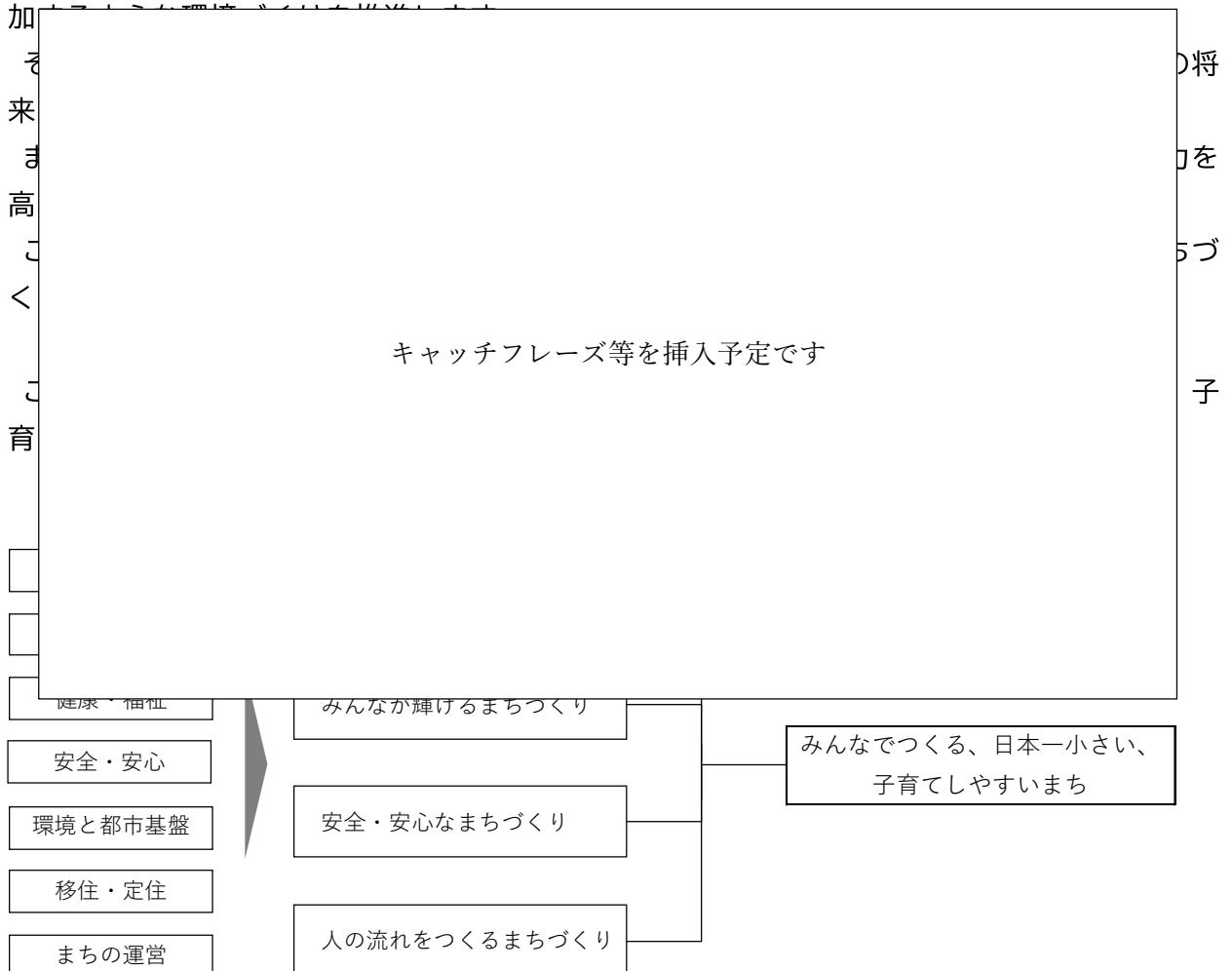
1. 将来像

キャッチフレーズ

周知のとおり、忠岡町は日本一小さなまちです。

前計画期間では、「みんなでつくろう 夢・希望・感動あふれるまち ～日本一小さなまち・忠岡の挑戦」をキャッチフレーズとし、日本一小さなまちというイメージの浸透に努めました。今期計画では、日本一小さなまちであることを、より一層強みに変えていくことが求められています。

今期計画では、本町で暮らす人がまちを誇りに思い、誰もが住み続けられる取組、あるいは本町がこれからもまちとして持続可能であり続けるために、本町の実態に寄り添ったまちづくりの取組を実施します。また、住民一人ひとりが、自分達のまちに関心を持ち、まちづくりに参加するよう環境を整えることも推進します。



2. 将来人口

将来人口に対する基本的な考え方

<自然動態について>

国の「長期ビジョン」、「総合戦略」では、国を挙げて人口減少に歯止めをかけるための施策を掲げています。本町においても、出生率の低下や高齢化による死亡数の増加により、自然動態は減少傾向にあるため、出産・子育て支援のための施策を実施しています。

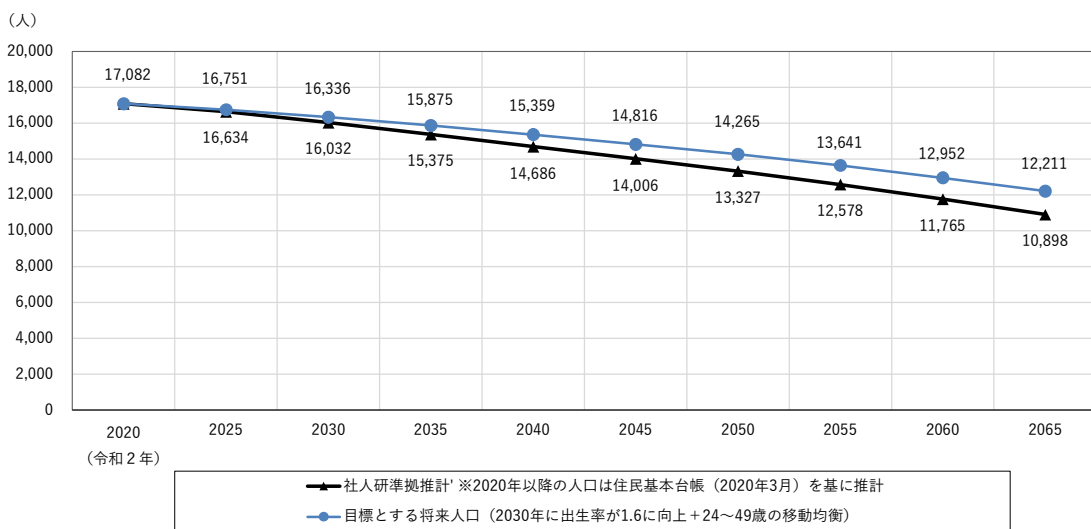
本町の過去3年間の合計特殊出生率の平均（独自算出）は1.28となっており、年々低下傾向にあります。2030年に合計特殊出生率が1.60に到達することを目標とし、結婚を含めた出産・子育て施策を今後も推進します。

<社会動態について>

本町からの転出の多くは20代から40代の男女であり、結婚や子育てのタイミングとも合致します。また、本町からの転出意向が強い人は、子どもの子育てや教育に関する施策に不満を抱えており、これを要因として転出することが示唆されています。

そのため、子育て世代の多くを占める24～49歳の男女を、人口対策を行う上での主なターゲットとして捉え、子育て世代への結婚や妊娠・出産・子育てに対する支援を行うことで、この世代の転出数の減少と転入数の増加を図り、移動均衡（転出数と転入数が均衡し、社会増減による人口変動がない状態）を目指します。

図 人口の目標



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
社人研標準推計※2020年以降の人口は住民基本台帳（2020年3月）を基に推計	17,298	17,082	16,634	16,032	15,375	14,686	14,006	13,327	12,578	11,765	10,898
目標とする将来人口（2030年に出生率が1.6に向上+24～49歳の移動均衡）	17,298	17,082	16,751	16,336	15,875	15,359	14,816	14,265	13,641	12,952	12,211

3. 土地利用

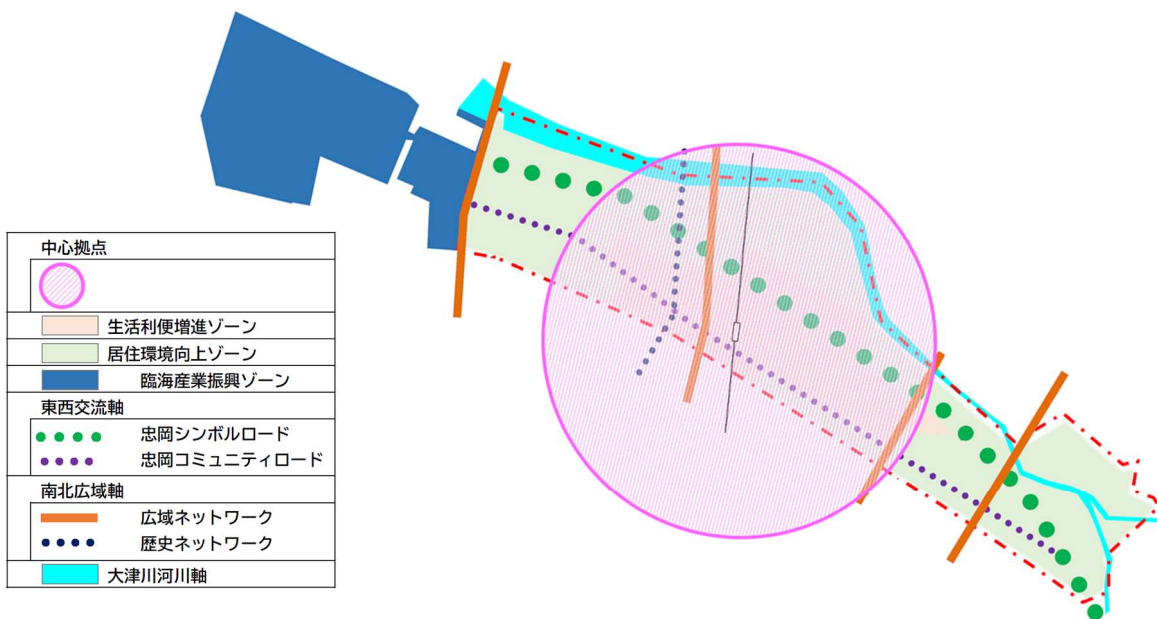
土地利用に対する基本的な考え方

<これからの土地利用について>

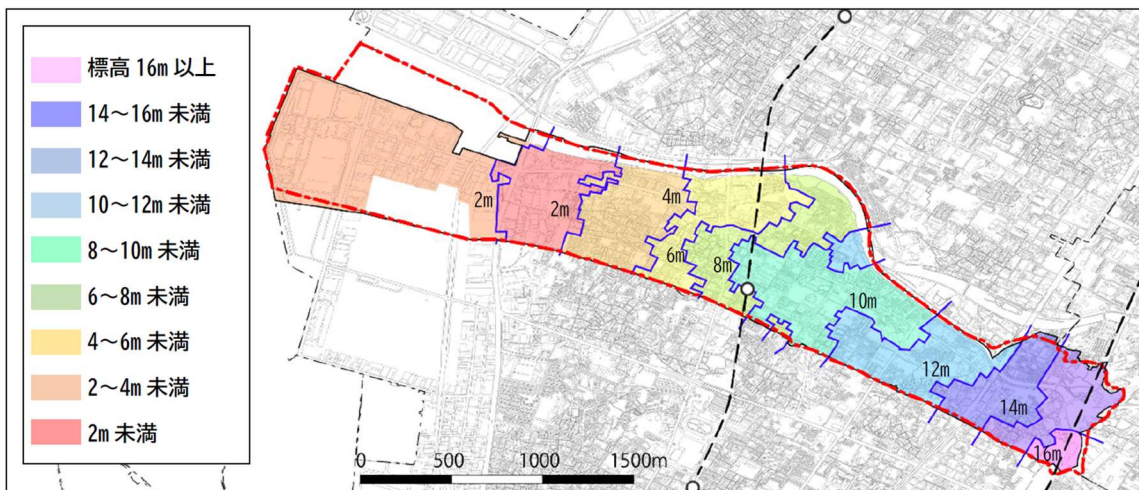
本町におけるこれからの土地利用については、前ページの将来的な人口減少を見据えた効果的かつ持続可能なまちづくりの実現が求められます。今後、人口の減少に伴って空家・空き地がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が加速度的に進行することが予想されます。これにより、市街地の活気が失われるのみならず、追隨して商業・産業の衰退を引き起こしかねません。

これからは、コンパクトな都市構造を活かして20年超の長期を先読みした効率的な土地利用について検討し、そのための施策を実施することが必要と言えます。

○忠岡町の将来都市構造（概念図）



○忠岡町の地形概要図

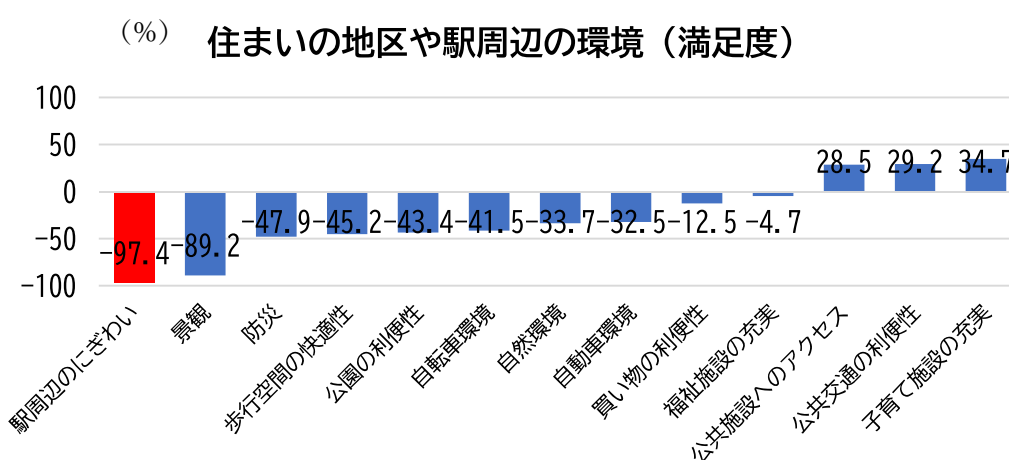


<本町の交通環境について>

本町では唯一の公共交通機関として、南海本線の忠岡駅が町の中央部に位置しています。駅周辺では、昭和後期から平成の初めにかけて様々な形の再開発事業について検討が進められていましたが、大規模な再開発事業は当時の社会情勢等から見送られてきました。

しかし、駅前周辺は忠岡町唯一の玄関口であることから町全体の土地利用を考える上でも町の中心拠点としてその重要性が伺えます。また、今回の住民アンケートにおいて「駅周辺のにぎわい」の不満足率が最も高い結果となったことから、時代の変遷に適応した駅前環境のあり方についての再検討が必要と言えます。

また、駅から町全域をつなぐ交通ネットワークについても、これからの町内交通のあり方を長期的に見据えた検討・整備を行うことが重要です。



○算出方法

住民アンケート調査の回答割合から、以下の計算式により算出

$$\text{満足度} = \text{「そう思う」} \times 2 + \text{「ややそう思う」} - \text{「あまり思わない」} - \text{「全く思わない」} \times 2$$

<まちづくりと防災について>

近年では気候変動に伴って日本各地で大規模な災害が発生しています。海や河川に面し東部に上町断層帯が位置する本町においては、これからの土地利用を検討する上でも、災害リスクについて適切な分析を行うことが必要と言えます。

また、今後は公園や緑地などの社会インフラやその他公共施設の更新・新設にあたって、防災的な視点をもって維持・整備手法を検討することが必要です。

4. 施策の体系

将来像	基本目標	基本方針	基本施策
	1 子育てがしやすいまち (こども・教育)	学校教育が充実したまちづくり	1 学校教育の充実
			2 学校教育環境の充実
		切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり	3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実
			4 安心して子育てできる環境の充実
			5 青少年の健全育成
	2 健康に暮らせるまち (健康・福祉)	誰もが暮らしやすいまちづくり	6 高齢者福祉の充実
			7 障がい者福祉の充実
			8 地域福祉の充実
		健康づくりを推進するまちづくり	9 健康づくりの推進
			10 社会保障の充実
	3 生涯活躍できるまち (自治・多様性)	多様な価値観を尊重するまちづくり	11 人権・多文化共生の意識醸成
		愛着がもてるまちづくり	12 地域共助・コミュニティ活動の支援
			13 魅力向上・発信
		生涯にわたって学べるまちづくり	14 生涯学習・生涯スポーツの推進
	4 安心して暮らせるまち (安全・安心)	災害に強いまちづくり	15 防災力・減災力の向上
		安全に暮らせるまちづくり	16 生活安全対策の推進
			17 消防防災体制の充実強化
	5 便利で生活しやすいまち (環境・都市基盤)	人が集うまちづくり	18 適正な土地利用の推進
		町内移動がしやすいまちづくり	19 交通環境の整備
		快適な都市基盤のまちづくり	20 良好で快適な住環境の形成
			21 公衆衛生の維持
		環境へ配慮したまちづくり	22 環境への配慮
	6 誰もが働きたくなるまち (産業・雇用)	地域振興を目指したまちづくり	23 産業振興・創業
		働きやすい環境のまちづくり	24 就労支援
	7 持続可能な行財政運営 ができていますまち (まちの運営)	限られた行政資源を有効活用できているまちづくり	25 効率的な行財政運営の推進
			26 公共施設の適正管理
		柔軟な体制をとれているまちづくり	27 人材育成

施策展開の方向

(1) 「確かな学力」を培う教育の推進	(3) 健やかな心と体づくりの推進
(2) 「豊かな人間性」を培う教育の推進	(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
(1) 学校施設・設備の充実	(2) 家庭や地域の教育力の活用
(1) 子どもと親の健康づくりの推進	(3) 新婚夫婦への支援
(2) 地域における子育て支援の推進	
(1) 幼児教育の充実	(4) 援助が必要な家庭への支援の充実
(2) 保育サービスの充実	(5) 仕事と子育ての両立支援
(3) 子育て施設の充実	
(1) 健全育成活動の促進	(3) 子ども達を犯罪から守る取組の推進
(2) 放課後等における児童の居場所づくり	
(1) 高齢者の地域生活支援体制の充実	
(1) 障がいのある人の活躍推進	
(1) 地域福祉活動の推進	(2) 地域福祉活動の担い手の育成
(1) 健康寿命の延伸	(4) 介護予防対策の推進
(2) 感染症予防の推進	(5) 食育の推進
(3) 地域医療の充実	
(1) 国民健康保険制度の適正運用	(3) 後期高齢者医療制度の適正運用
(2) 介護保険制度の適正運用	(4) 国民年金制度の啓発活動
(1) 子どもの権利擁護の推進	(4) 男女共同参画の推進
(2) 非核平和のまちづくりの推進	(5) 多文化共生社会の形成
(3) 人権の尊重	
(1) 地域防災の推進	(3) コミュニティ活動の支援
(2) 地域の防犯対策の充実	(4) 住民、企業参画・協働の推進
(1) 地域の魅力向上	(3) 情報共有の推進
(2) まちのPR	
(1) 生涯学習活動の支援	(2) 生涯学習環境の整備
(1) 危機管理体制の充実	(2) 災害を見据えた都市基盤の整備
(1) 交通安全対策の推進	(2) 消費者意識の向上と相談窓口の充実
(1) 消防体制の強化・充実	(2) 救急体制の充実
(1) 市街地の活性化	(2) 駅周辺のにぎわいづくり
(1) 安全で快適な道路環境の確保	(3) 徒歩や自転車利用の推進
(2) 交通環境の充実	
(1) 安全で快適な住環境の推進	(2) 憩いの空間の形成
(1) 下水道事業の推進	(3) 環境衛生の推進
(2) 廃棄物の適正な処理の推進	
(1) 環境教育の推進・啓発	(3) ごみの減量化・再資源化の推進
(2) 低炭素社会実現に向けた取組の推進	(4) 環境保全の推進
(1) 経営基盤の強化	(3) 農業・漁業振興
(2) 商工業の振興	(4) 創業の推進
(1) 雇用・就労支援の充実	(2) 職住近接支援
(1) 効率的な行財政運営の推進	(3) ICT利活用の推進
(2) 安定的な行財政運営の推進	(4) 広域行政と民間活力の導入
(1) 施設の計画的な更新・長寿命化の推進	
(1) 町職員の能力開発の推進	

5. 施策の大綱

基本目標 1 子育てがしやすいまち（こども・教育）

全国的に少子化が進行しつつあり、出生数の向上は大きな課題となっています。

少子化の要因には「未婚化・晩婚化の進展」及び「夫婦の出生力の低下」があるとされ、「仕事と子育ての両立」、「結婚・出産に対する価値観の変化」、「子育てに対する負担感の増大」及び「経済的不安定」があげられます。

本町においても、転出の多くが子育て家庭であり、子育て世代に選ばれるまちづくりが求められています。また、本町が小さなまちだからこそ、子どもや家庭と地域の距離感が近く、家庭の状況を把握しやすい規模感であることを活かし、より丁寧に切れ目なく子育て家庭を支えることが重要です。

今期では、目標に対して「学校教育が充実したまちづくり」「切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり」という二つの方針で事業を推進します。こうした中で、行政をはじめ家庭や地域・学校・事業者などが一体となって、安心して子どもを産み、健やかに育てる総合的な子育て環境の充実を図ります。

学校教育が充実したまちづくり

以下の施策から学校教育が充実したまちづくりを推進します。

施策 1 学校教育の充実

少子高齢化、国際化、情報化などによって社会が大きく変化する中、社会を生きる上で求められることは日々変化しつつあり、将来を見据えた教育は重要性を増しています。

こうした中で、初等・中等教育においてのこれからの時代に合わせた教育と健やかな心と体づくりを推進することで質の高い教育を行うまちを目指します。

施策 2 学校教育環境の充実

学び舎としての学校そのものが、教育に適した場となるように、仕組みや施設・設備を充実・更新していく必要があります。

日々教育を行う中で、子ども・保護者の現状や課題に対して寄り添うことや、時代やこれからの教育に適した環境づくりを行います。また、教育に学校だけではなく、家庭や地域が一体となって取り組むことで、地域で子どもを教育するまちを目指します。

切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり

以下の施策から切れ目のない子育て支援が充実したまちづくりを推進します。

施策 3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実

未婚化、晩婚化、少子化が進展する中、住民が結婚・妊娠・出産に対して前向きに考えることができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、結婚・妊娠・出産に対する支援や、将来に子育て家庭となりたいと思えるような体制づくりが求められています。

こうした中で、積極的に結婚を考えられるような支援や、妊娠・出産・子育てを健康・生活の面で包括的に支える仕組みづくりに地域全体で取り組み、結婚・妊娠・出産をしたくなるまちを目指します。

施策 4 安心して子育てできる環境の充実

家庭にとって子育ての負担は大きく、家庭だけで子どもを育てることは困難になっています。一方で、核家族化や地域の関係性の希薄化によって、子育て世帯を取り巻く環境はますます悪化しています。そのため、改めて、子育て家庭を支える仕組みづくりが重要となっています。

こうした中で、保育サービス・幼児教育の充実、子育て家庭に対する支援や援助、仕事と子育ての両立支援に取り組むことで、安心して子育てできる環境の充実を目指します。

施策 5 青少年の健全育成

少子化、核家族化、共働き、地域の関係性の希薄化、SNSの普及など、子どもや家庭を取り巻く環境が変化する中、青少年の抱える課題や関係する犯罪も変化しつつあります。

こうした中で、青少年のいじめ、不登校、非行といった問題への対応や、子どもの居場所づくりに取り組むことで、青少年が心身共に健やかに育つためのまちを目指します。

基本目標 2 健康に暮らせるまち（健康・福祉）

生活を続ける上で健康であることはとても重要であり、個人だけではなく、地域全体で健康づくりに取り組むことが求められています。また、高齢化社会が進展する中、高齢者の増加に伴う社会保障の需要増加や、福祉の人材不足が懸念されており、介護予防の観点としても健康づくりが求められています。

本町においても、高齢化率は全国とほぼ同水準となっており、要支援・要介護認定者数についても増加傾向となっています。また、本町のあり方として保健医療体制などが充実し子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまちを望む声が多くあり、健康に暮らせるまちづくりが求められています。本町が小さなまちだからこそその距離感と情報共有のしやすさで、困っている人に気づき効率的に支える体制づくりが重要です。

今期では、目標に対して「誰もが暮らしやすいまちづくり」「健康づくりを推進するまちづくり」という二つの方針で事業を推進します。こうした中で、地域の住民がみんなで支え合う福祉の仕組みづくり、高齢者や障がいのある人に対する福祉の充実や、住民の健康づくりを通じて、誰もが健康に暮らすためのまちづくりを図ります。

誰もが暮らしやすいまちづくり

以下の施策から誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

施策 6 高齢者福祉の充実

高齢化が進展する中、将来的には福祉サービスを維持することが難しくなると想定されており、地域全体で高齢者の生活を支える体制が求められています。

こうした中で、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービスの質の確保、地域全域での高齢者が暮らしやすい環境の整備、施設への移動手段の確保などに努め、高齢者が暮らしやすいまちを目指します。

施策 7 障がい者福祉の充実

住み慣れた地域において、障がいのある人が自分らしく生活を送ることができるように、住民の理解を深め、障がい福祉サービスなどの充実に取り組むことが必要とされます。

こうした中で、障がいのある人の社会参加を推進するさまざまな仕組みづくりや、就労に対する支援などをはじめとした自立に向けた取組を充実させることで、障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができるまちを目指します。

施策 8 地域福祉の充実

本町における地域福祉⁸のあり方を探る中で、行政だけではなく、住民一人ひとりが福祉の担い手となって地域を支えることが必要とされています。

こうした中で、本町で暮らす人達が、自分達でまちを支えることができるよう、地域福祉活動の推進と活動継続のための取組を行い、住民みんなで支え合う「共助」の地域を目指します。

健康づくりを推進するまちづくり

以下の施策から健康づくりを推進するまちづくりを目指します。

施策 9 健康づくりの推進

誰もが健康に暮らし続けるためには、充実した健康への取組や医療体制が必要とされています。

一方、高齢化が進展する中、生きがいや介護予防をはじめとした、住民自らが健康を大切に思い「生涯現役」を目指すための取組は重要性を増しています。

こうした中で、けが・病気の早期発見・早期治療のための保健医療の充実や、病気や介護の予防として健康寿命⁹を延伸する取組の推進、子どもや高齢者をはじめとした健康意識の醸成などに取り組み、誰もが健康に暮らすことができるまちを目指します。

施策 10 社会保障の充実

将来的には社会保障の維持が難しくなることが想定される中、適正に制度を運用しなければ、真に必要な人が制度を利用できず、そういった人達の生活が困難になる可能性があります。

そのため、効率的で効果的な社会保障の運用によって、みんなが安心して暮らすことのできる体制が求められています。

こうした中で、国民健康保険や高齢者への社会保障といった各種制度の適正運用と、制度自体の啓発に努め、社会保障が充実して安心して暮らすことのできるまちを目指します。

8 地域福祉…それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力し、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

9 健康寿命…一人ひとりが生きている長さの中で、元気で活動的に暮らすことができる期間のこと。

基本目標 3 生涯活躍できるまち（自治・多様性）

地方創生の観点から、年齢や障がいの有無、住民や町外の人といった区分を超え、「誰もが居場所と役割をもつコミュニティづくり」が重要とされています。

本町においても、誰もが、生きがいや役割をもち、自分らしく生きることができるような「生涯活躍」の仕組みと環境づくりが求められています。また、本町が小さなまちであることによって、どうしても閉塞感が生まれたり、視野が狭くなったりしてしまう可能性があることを念頭に置き、風通しがよく、みんなで支え合う地域づくりが重要です。

今期では、目標に対して「多様な価値観を尊重するまちづくり」「愛着がもてるまちづくり」「生涯にわたって学べるまちづくり」という三つの方針で事業を推進します。こうした中で、人権・多文化共生に対する意識の醸成を通じて誰もが尊重されるまちの実現と、地域の中で役割をもつことができるような地域共助やコミュニティ活動の支援、生涯学習・生涯スポーツによる社会変化への対応や生きがいづくりと自己実現の場の充実を図り、誰もが生涯活躍できるまちを目指します。

多様な価値観を尊重するまちづくり

以下の施策から多様な価値観を尊重するまちづくりを推進します。

施策 11 人権・多文化共生の意識醸成

現代社会は、性別や年齢、出身地、国籍、人種、信条、性自認・性的指向¹⁰などの様々な文化的背景や価値観をもった人達が、共に暮らす多文化共生社会に変化しつつあります。

こうした中で、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止、男女平等のための暴力廃絶や女性の活躍推進、国際的な価値観を育む教育、戦争を起こさない平和への取組などを行うことで、誰もが尊重される平和なまちを目指します。

愛着がもてるまちづくり

以下の施策から愛着がもてるまちづくりを推進します。

施策 12 地域共助・コミュニティ活動の支援

地域の運営を行政だけで行うのではなく、住民一人ひとりが地域を支える一員としての自覚をもち、地域共助を行うことが求められています。また、行政のみでは対応が困難な防犯・防災といった課題に対して、地域ネットワークを活かした「自助」「互助」による対策も重要さを増しています。

こうした中で、地域に住む住民同士の連帯感を高め、住民同士の防災・防犯への取組の支援や、住民参画・協働の推進に取り組むことで、みんなでつくるまちを目指します。

10 性自認・性的指向…「性自認」は自分の性をどのように認識しているかを示す概念。「性的指向」は自分の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念。

施策 13 魅力向上・発信

住民に主体的にまちの運営に参加していただくためにも、まち自体が愛着をもてる場所であることが求められています。

こうした中で、住民や町外の人にとっても、本町が魅力的なまちとなるように、町や住民や地域が一体となってイベントの運営や魅力づくり、情報発信に取り組むことで、楽しく魅力的なまちを目指します。

生涯にわたって学べるまちづくり

以下の施策から生涯にわたって学べるまちづくりを推進します。

施策 14 生涯学習・生涯スポーツの推進

「生涯学習」は、人々が生涯に行うあらゆる学習を指し、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など多岐にわたります。

国においては、社会・経済の変化への対応、心の豊かさや生きがいのための学習需要の向上、学習の成果が適切に評価される社会を築くなどの観点から生涯学習への取組が重要とされています。

本町においても、住民一人ひとりが自分らしく生きることができるよう、生涯学習の取組が重要となっています。

こうした中で、身近な地域の場においても、生涯を通じて学び続けることができる生涯学習の仕組みの整備、生涯スポーツを通じての健康づくりや体力づくり、それらを通じた自己実現の場の充実に取り組むことで、みんなが生涯活躍できるまちを目指します。

基本目標 4 安心して暮らせるまち（安全・安心）

近年全国各地で発生する地震や集中豪雨といった大規模な自然災害や、高齢者による交通事故、犯罪の高度化、消費者問題など、日常生活を脅かす様々な問題が発生しており、人々の防犯・防災への関心は高まっています。

本町においても、防犯・防災、交通安全、危機対応への住民の関心は高くなっており、将来のまちの姿についても「交通事故や犯罪、災害のない、安全で安心して暮らせるまち」を望む声があがっています。その上で、本町が小さなまちだからこそ無駄がなく、そして的確な体制づくりが重要です。

今期では、目標に対して「災害に強いまちづくり」「安全に暮らせるまちづくり」という二つの方針で事業を推進します。こうした中で、交通安全に対する知識の普及・啓発を通じた意識醸成と未然防止、災害に対する平時からの準備と非常時の対応、消防・救急・救命といった住民を危機から守る取組を充実させることで、安心して暮らせるまちづくりを図ります。

災害に強いまちづくり

以下の施策から災害に強いまちづくりを推進します。

施策 15 防災力・減災力の向上

近年は災害が頻発しており、本町においても 2018（平成 30）年の台風 21 号で甚大な被害を受けました。また、南海トラフ巨大地震などの大災害が予測されるなど、防災・減災対策は重要性を増しています。

こうした中で、過去の反省や将来への懸念を洗い出し、災害時のリスクへの未然の対応や、災害時の対応の検討・充実、災害時の情報共有体制の確立などを行うことで、災害に強いまちを目指します。

安全に暮らせるまちづくり

以下の施策から安全に暮らせるまちづくりを推進します。

施策 16 生活安全対策の推進

安心して暮らしていくためには交通事故や消費者トラブルといった、日常を脅かす危険への対策が求められています。

こうした中で、警察をはじめとする関係機関と協力しながら交通事故や消費者トラブルに対する知識の普及啓発・意識醸成、見守りの体制の確立、悪質な商売や特殊詐欺に関して相談できる窓口の設置などを行うことで、誰もが日常を脅かされず安心して暮らせるまちを目指します。

施策 17 消防防災体制の充実強化

複雑多様化・大規模化する災害、高齢化による救急需要の増加等、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、住民の生命及び財産を守るため、消防力の強化、近隣市町村との連携協力体制の構築、また消防団や自主防災組織の活性化を図るとともに、一般住民に対する救急知識の普及啓発や小さなまちを活かした医療体制の充実強化を目指します。

基本目標 5 便利で生活しやすいまち（環境・都市基盤）

人々がまちで生活する上で建物や施設・設備・公共サービスといった都市基盤は、重要な役割を担っています。移住・定住施策の観点からも、都市基盤を充実させることが求められており、にぎわいづくりや、良好な住環境などはまちの魅力にも大きく影響します。

本町においても、地域の活性化に対して、空家の利活用と商店の活性化、住民の交流の空間の創出、公共交通の利便性の向上などへの住民の関心が高まっており、SDGs等の観点に基づく都市基盤の改善が必要となっています。

また、住民アンケート「住まいの地区や駅周辺の環境」において「駅周辺のにぎわい」に関して最も満足度が低いことから、駅前環境の再検討はまちの重要課題といえます。

今期では、目標に対して「人が集うまちづくり」「町内移動がしやすいまちづくり」「快適な都市基盤のまちづくり」「環境へ配慮したまちづくり」という四つの方針で事業を推進します。こうした中で、まちのにぎわいづくりによる魅力創出や、交通環境と公衆衛生の充実、良好な住環境による住みやすいまちづくり、環境に配慮し長く住み続けられるまちづくりに取り組むことで、便利で生活しやすいまちを目指します。

人が集うまちづくり

以下の施策から人が集うまちづくりを推進します。

施策 18 適正な土地利用の推進

まちにおいて活気やにぎわいは重要な要素であり、医療や商業といった生活サービス施設の維持や高齢者の移動、移住・定住への観点からも地域の魅力づくりは重要さを増しています。

忠岡駅が町外へのアクセスの手段になっていることや、駅からすぐに幹線道路が通っていることなどを踏まえ、忠岡駅周辺を中心拠点と定めて、駅前空間の快適性を高めることにより、市街地の活性化を図ります。

こうした中で、本町における、空家の利活用、住民がにぎわう憩いの空間の形成への取組を通じて、住民や町外の人にとっても魅力的なまちとなることを目指します。

町内移動がしやすいまちづくり

以下の施策から町内移動がしやすいまちづくりを推進します。

施策 19 交通環境の整備

近年では、高齢者の自動車運転に対する懸念への対応や、環境問題、事故防止の観点から公共交通と道路の整備は重要さを増しています。

こうした中で、交通事故の発生を防ぐ道路環境の確保、環境問題や健康づくりにも寄与する徒歩や自転車利用の推進などの取組を行うことで、安全で快適に移動しやすいまちを目指します。

快適な都市基盤のまちづくり

以下の施策から快適な都市基盤のまちづくりを推進します。

施策 20 良好で快適な住環境の形成

日本一小さな本町においては、その限られた土地の有効活用が必要です。

そのため、住民にとって魅力的な住環境や、住民同士が交流できるような場所の確保が必要となっています。

こうした中で、既成市街地の安全性と快適性の向上に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい良質な住居の確保、公園・緑地といった憩いの場の整備や、町の緑化活動を行うことで、快適で住みやすいまちを目指します。

施策 21 公衆衛生の維持

誰もが生活しやすいまちであるためには、公衆衛生が保たれ、安全・安心な水の提供や感染症対策に取り組むことが重要です。

こうした中で、下水道の整備、環境衛生の推進、廃棄物の処理の充実等に取り組むことで、清潔で過ごしやすいまちを目指します。

環境へ配慮したまちづくり

以下の施策から環境へ配慮したまちづくりを推進します。

施策 22 環境への配慮

本町において住民の環境への問題意識は強くなっており、これからもこの地に住み続けるためにもSDGs等の視点を取り入れた環境へ配慮した取組が求められています。

こうした中で、環境問題の実態に関する教育の推進・啓発、環境にやさしい都市の設計、資源の再利用・有効活用などを通して、自然にやさしいまちを目指します。

基本目標 6 誰もが働きたくなるまち（産業・雇用）

少子高齢化による生産年齢人口の減少により、労働人口が少なくなっています。一方で、労働力の減少が経済の停滞の要因となることで、企業も積極的な雇用を行えず、労働力の減少と就職難が同時に起こりつつあります。また、働き方に対する価値観も徐々に変化することによって、女性の活躍推進、男性の育児参加が注目され、仕事と生活、子育て、介護などの両立を試みるワーク・ライフ・バランスは広く浸透しつつあります。そのため、時代の流れを勘案した、雇用と就業に対する取組は重要さを増しています。

本町においても、労働力人口は年々減少傾向にあり、2045年には現在の75%ほどになると推計されています。そのため、店舗や企業自体も減少が想定され、雇用の問題に積極的に取り組むことが求められています。また、本町が小さなまちだからこそ、新しいことに気軽に挑戦できる体制づくりや、小さいながら全てがそろったまちを目指すためにも、産業振興や雇用の充実が重要です。

今期では、目標に対して「地域振興を目指したまちづくり」「働きやすい環境のまちづくり」という二つの方針で事業を推進します。こうした中で、既存産業と新規ビジネスによる産業振興と、誰にとっても働きやすい環境の整備に取り組み、誰もが働きたくなるまちを目指します。

地域振興を目指したまちづくり

以下の施策から地域振興を目指したまちづくりを推進します。

施策 23 産業振興・創業

地域経済を支える商工業の再生と新規ビジネスの創出支援、農業・漁業振興による都市型農業の推進に取り組み、地域が活性化されたまちを目指します。

働きやすい環境のまちづくり

以下の施策から働きやすい環境のまちづくりを推進します。

施策 24 就労支援

近年は、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスが注目されはじめ、個人が働きやすい労働のあり方を模索することが求められています。

また、本町は小さいながらも産業などが充実したまちであり、「町内で暮らし、町内で働く」といった生活も十分に可能です。

こうした中で、働きたい人が安定的に就労・就業できるような支援の充実、様々な価値観や個人のワーク・ライフ・バランスに合わせた働き方の推進、町内での就労を推進する職住近接支援などを実施し、働きたくなる環境が整ったまちを目指します。

基本目標 7 持続可能な行財政運営ができているまち（まちの運営）

行政の役割は変化しており、近年では、人口減少や少子高齢化、国際化、情報化による価値観や生活様式の多様化によって、多岐にわたる住民ニーズへの対応とより柔軟で質の高いサービスの提供が求められています。一方で、社会保障関連費用の増大などにより、財政状況の悪化が予測されることもあり、効率的かつ効果的な行政運営を模索していく必要があります。また、新型コロナウイルス等の影響を勘案し、ICT技術を利用したオンライン（リモート¹¹）、タッチレス¹²、キャッシュレス¹³などの視点での行政サービス運営が求められています。

本町においても、厳しい財政状況が続いており、国や大阪府との役割の明確化、周辺自治体との連携、行政だけではなく住民や団体、事業者などの多様な主体の参画による「自助」「互助」「共助」「公助」を推進することが求められています。

また、本町が小さなまちだからこそ、限られた人材と財源でより一層効率のよい行政運営が重要です。今期では、目標に対して「限られた行政資源を有効活用できているまちづくり」「柔軟な体制をとれるまちづくり」という二つの方針で事業を推進します。こうした中で、効率的で効果的な財源の運用、計画の推進・見直し、次世代を見据えた様々な資源の有効活用と適正管理や人材育成などに取り組み、持続可能な行財政運営ができているまちを目指します。

限られた行政資源を有効活用できているまちづくり

以下の施策から限られた行政資源を有効活用できているまちづくりを推進します。

施策 25 効率的な行財政運営の推進

限られた財源の中で、計画の推進に向けた評価と見直しを徹底し、他自治体や企業などとの連携をとりながら、ICT技術などを活用した効果的で効率的な行政運営に取り組むことで、住民にわかりやすく透明性の高い行財政運営を目指します。

施策 26 公共施設の適正管理

本町の資源である、多くの公共施設において、有効活用と適正管理が求められています。

こうした中で、各施設において計画的な修繕や耐用年数の向上、維持管理費の削減に取り組むことで、公共施設が利用しやすいまちを目指します。

11 リモート…オンラインなどを經由し、遠隔地からサービスを受けられる状態のこと。あるいは遠隔地から仕事をする（リモートワーク）

12 タッチレス…非接触型で操作するシステムのこと。接触による感染リスクを抑えたとされている。

13 キャッシュレス…クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法。電子決済とも。非接触であること、作業の簡略化などにより感染リスクを抑えたとされている。

柔軟な体制をとれているまちづくり

以下の施策から柔軟な体制をとれているまちづくりを推進します。

施策 27 人材育成

少子高齢化、国際化、情報化などにより、まちや社会が日々変わりゆく中、町職員に求められるものも変化しつつあります。

こうした中で、これからの時代を見据えた人材育成を行い、働きやすい職場環境のもと柔軟な体制がとれるまちを目指します。